

法務省における児童虐待防止に係る取組について

令和4年9月

令和4年度 全国児童福祉主管課長会議・児童相談所長会議

1 子どもの権利擁護に関する取組

- ・民法の懲戒権の在り方に関する検討（親子法制に関する見直し）-----資料1

2 児童虐待の発生予防・早期発見に関する取組

- ・人権擁護機関（法務局及び人権擁護委員）における人権啓発活動や「子どもの人権S Sミニレター」等の人権相談対応-----資料2
- ・少年鑑別所（法務少年支援センター）における地域援助-----資料3

3 児童虐待発生時の迅速・的確な対応に関する取組

- ・日本司法支援センター（法テラス）における児童虐待の被害者等に対する法律相談援助-----資料4
- ・代表者聴取の適切な実施と情報共有の推進（検察・警察・児童相談所の連携強化）-----資料5
- ・少年院等における非行のある子どもへの支援-----資料6
- ・人権擁護機関における人権侵犯事案の調査救済-----資料2
- ・児童への身体的虐待により保護観察となった者に対する暴力防止プログラム（児童虐待防止版）の試行-----資料7

4 社会的養育の充実・強化

- ・特別養子制度の利用促進（民法等の一部を改正する法律）-----資料8

民法（親子法制）等の改正に関する要綱（抜粋）

諮問の内容

児童虐待が社会問題になっている現状を踏まえて民法の懲戒権に関する規定等を見直すとともに、いわゆる無戸籍者の問題を解消する観点から民法の嫡出推定制度に関する規定等を見直す必要があると考えられるので、その要綱を示されたい（諮問第108号）。

審議の経過

令和元年6月	法務大臣による諮問
令和元年7月～	民法（親子法制）部会における調査審議開始
令和3年2月	中間試案の取りまとめ
令和3年2月～4月	パブリックコメント
令和3年5月	部会における調査審議再開
令和4年2月	部会における要綱案の取りまとめ
令和4年2月	法制審議会における要綱案の採択 法務大臣に対する要綱の答申

要綱の内容 （懲戒権に関する規定の見直し部分）

【現状】

親権者は、監護教育のために必要な範囲内で、子を懲戒することができる（民法第822条）。

⇒ 児童虐待を正当化する口実になっているとの指摘。



第822条を削除した上、親権者は、第820条により必要な監護教育をすることができることを前提に、監護教育に際し、子の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達の程度に配慮しなければならない、体罰その他の子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならないものとする。

※本見直しに伴い、児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律上の監護教育に関する規定についても同様の措置を講ずる必要あり。

人権相談・調査救済活動

全国の法務局において、子どもをめぐる様々な人権問題について、子どもが相談しやすいよう、様々な形で人権相談に応じているほか、人権相談等を通じ、児童虐待を含む人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。

〔具体的施策の例〕

- ・全国の小・中学校の児童・生徒から人権侵害の被害等の相談を受ける「子どもの人権SOSミニレター」
- ・専用相談電話「子どもの人権110番」（フリーダイヤル・全国共通）の設置・広報
- ・インターネット人権相談受付窓口「子どもの人権SOS-eメール」の設置・広報 など

〔関係機関との連携〕

- ・児童相談所運営指針、要保護児童対策地域協議会設置・運営指針に法務省の人権擁護機関との連携のあり方について記載



就学期前の児童に対する児童虐待等の早期発見・早期対応については、全国の法務局において、様々な形による人権相談等を、対象者本人のみならず、その兄弟姉妹等近親者に対する児童虐待事案等を発見するための手段として活用するとともに、関係行政機関とも密に連携

【具体的な対応事例：小学校におけるいじめ事案】

小学生から、同級生に毎日殴られたり、蹴られたり、悪口を言われるなどのいじめを受けているにもかかわらず、担任の先生に相談をしても十分な対応をしてくれないとの「子どもの人権SOSミニレター」が寄せられた事案である。

法務局が調査した結果、学校は、上記いじめを把握していなかったことが判明した。

法務局の関与によって、学校は、教職員が「いじめ対策委員会」を開催するなど、学校全体での見守り体制を講じるとともに、定期的に児童に対してアンケートや面談を実施するなどして、いじめの把握に努めることとなった。

【具体的な対応事例：祖父から孫に対する虐待事案】

不登校状態にある中学生から、祖父からベルトで叩かれるなどの虐待を受けたとの相談が「子どもの人権110番」に寄せられた事案。

法務局は、生徒が通う学校及び児童相談所に情報提供を行ったところ、法務局、児童相談所、学校の三者間での見守り体制が構築されるに至った。

法務省の人権擁護機関が行う児童虐待防止に関連する取組について

人権啓発活動

- 「子どもの人権を守ろう」を強調事項として掲げ、講演会等の開催、啓発冊子等の配布等並びに啓発動画の貸し出し及び配信等の啓発活動を行っている。人権教室は、子どもたちに相手への思いやりの心や生命の尊さを体得してもらうこと等を目的とし、地域社会に密着したボランティアである人権擁護委員が中心となって実施している啓発活動

〔具体的施策の例〕

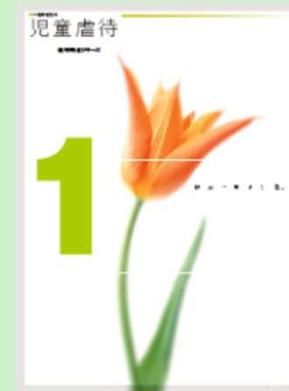
- ・ 人権啓発動画「虐待防止シリーズ 児童虐待、高齢者虐待、DV」の貸出し及び配信
- ・ 人権啓発動画「『誰か』のこと じゃない。」の配信
- ・ 児童虐待、高齢者虐待、DVを含む人権侵害をなくすための啓発冊子等の作成及び当該冊子等を活用した人権啓発活動の推進

〔人権擁護委員の活動〕

- ・ 幼稚園、小学校、中学校等において、児童・生徒、未就学児童を対象に「人権教室」を実施

(単位:人)

	人権教室参加者数
令和元年度	1,046,791
令和2年度	431,779
令和3年度	620,846



法務少年支援センターでは 子育ての悩みや学校や職場での 困りごとなどの心理相談等に応じています

オンラインでの
心理相談を
始めます

H27.6に少年鑑別所法が施行され、少年鑑別所は**法務少年支援センター**という名称で、地域社会における非行・犯罪の防止に向けたさまざまな支援に力を入れています。



支援の特色

- 全国52か所（各都道府県）にあります
- 問題行動、非行・犯罪の防止を専門としています
- 心理学などを専門にした職員が対応します

相談は子どもから大人まで幅広くお受けしています



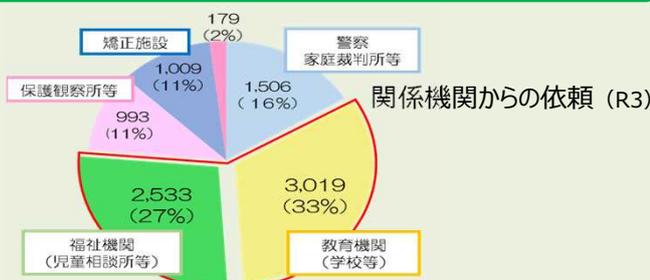
依頼の増加



コロナ禍であっても、個別の心理相談の依頼を数多くいただいています



関係機関とのネットワークの構築



- 相談の内容に応じて、**多機関連携**の下で対応します
- 学校や福祉機関など、悩みを抱える**ご本人を支援する方**からご紹介いただく例も多くあります
- 子ども・若者支援地域協議会、要保護児童対策地域協議会、学校警察連絡相談協議会、少年サポートチーム、地域若者サポートステーションなどの**ネットワーク**に参画しています

こんな相談に応じています

カウンセリング・心理相談

- 子どものしつけに困っている…
- 気持ちがイライラしやすい…
- ➔ご本人やご家族に**継続的な心理支援**を行います
- ➔お子さんの**気持ちを理解**するお手伝いをします



発達・性格等の調査

- 子どもの発達が気になり…
- どうして自分はこうなるの…
- ➔相談内容に応じた調査をし、**心理検査**を行うこともあります
- ➔結果を**分かりやすく説明**し、自分を理解するお手伝いをします

心理教育

- 生徒の暴力をやめさせたい…
- 子どもに性的な問題行動が…
- ➔**暴力や性、窃盗**など**専用のワークブック**を準備し、ご本人と一緒に考えます



最近の活動

コロナ禍にまつわる問題への対応

- 子どもがネットゲームにのめり込み、課金のためにお金を持ち出す…
- ➔ご本人には**心理教育ワークブック（窃盗）**を行いました
- ➔保護者には**ネット依存についての助言**を行いました
- イライラしやすく、家で暴れる…
- ➔**プレイセラピーやカウンセリング**で**気持ちの安定**を図りました



児童虐待への対応

- 加害や養育不安のある保護者に…
- ➔**カウンセリング**や**養育相談**を行いました
- ➔**心理教育ワークブック（暴力）**と一緒に問題を整理しました
- 被虐待を背景とした子どもの問題行動に…
- ➔問題行動を**見立て**、保護者に関わり方を**助言**しました

いじめ問題への対応

- 同級生に嫌がらせを…
- ➔**心理教育ワークブック（交友）**と一緒に問題を整理しました

DV、ストーカー、児童虐待の被害でお悩みの方へ

弁護士と相談してみませんか？

DV等被害者法律相談援助のご案内



いち早く法律相談をご案内する制度です。
相談内容が外部に漏れることはありません。

■ご利用いただける方

DV、ストーカー、児童虐待の被害を受けている方
(受けるおそれのある方を含む)

■ご相談いただける内容

再被害の防止に関して必要なご相談について、民事・刑事を問わず
ご利用いただけます。

法律相談は、予約制の面談形式です。

電話やオンラインによる相談もできる場合があります。



■相談費用

以下の資産基準に該当する方は、相談費用の負担なく、
ご利用いただけます。

以下の資産基準を超える方は、後日、相談料(税込5,500円)を
ご負担いただきます。

《資産基準》

法律相談実施時にお持ちの、処分可能な現金・預貯金の合計額が、
300万円以下であること。

※DV、ストーカー、児童虐待の被害により、法律相談実施日から1年以内に
支出することとなる費用(治療費など)の額は、現金・預貯金の合計額から
控除することができます。



法テラスは、国が設立した公的な法人です。

犯罪被害者支援ダイヤル



0120-079714

IP電話からは**03-6745-5601**

平日 9:00~21:00 土曜 9:00~17:00



相談のご予約を希望される場合は、犯罪被害者支援ダイヤルからお近くの法テラス事務所へ取り次ぎます。

1808

《ご利用の流れ》

弁護士に依頼したい場合は、相談担当弁護士にその旨をお伝えください。



《援助の利用に関するQ&A》

Q DV・ストーカー・児童虐待とは、それぞれどのような被害のことをいいますか？

A DV … 配偶者や事実上の配偶者、同棲する交際相手からの暴力のことをいいます。
ストーカー … 特定の者に対する恋愛感情又はそれが満たされない怨恨の感情を満たす目的で、つきまといやSNSを利用したメッセージ送信等の行為を繰り返すことをいいます。
児童虐待 … 保護者とその監護する児童(18歳未満)に対し、暴力を振るう、性的行為を要求する、食事を与えない、目の前で家族への暴力をふるうなどの行為をすることをいいます。

Q 私名義の預貯金は加害者に管理されているため、自由にお金を引き出すことができません。この場合も資産となってしまう、相談費用はかかりますか？

A 自由に使えない現金・預貯金は、資産に含まれません。これを除いて処分可能な資産が300万円以下であれば無料です。詳しくは、ご予約時にお申し出ください。

Q 現在シェルターに避難中のため、外出ができません。相談場所に行かなければ、法律相談は受けられないのでしょうか？

A 弁護士事務所等の相談場所に赴くことが困難な方は、そのご事情によって出張相談ができる場合があります。詳しくは、お近くの法テラスまでお問い合わせください。

Q 代理で相談を受けても良いですか？

A 法律相談は、被害にあわれている方ご本人に受けていただく必要がありますが、お問合せや相談のご予約は、ご本人の代理の方からも承っております。

Q 相談した弁護士に依頼したいのですが、弁護士費用が心配です。

A 一定の要件に該当する方は、弁護士費用等の援助制度をご利用いただけます。



法テラスでは、犯罪被害にあわれた方やご家族に向けた、さまざまな情報をご案内しています。

○相談窓口、法制度のご紹介 ○犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士のご紹介

○弁護士費用等の援助制度(ご利用には一定の要件があります。)

児童虐待を受けている方のための 弁護士による法律相談

電話等による申込み



虐待を受けている
子ども（18歳未満）
又は子どもを支援する大人

相談例

お父さんがお母さんを殴るのを見るのが嫌でたまりません。
止めようとするとも僕も殴られます。

お父さんと2人暮らしですが、お父さんが帰ってきません。



親から無視されたり、「ごみ」「しね」などひどいことを言われます。

同居を始めたお母さんの恋人に体を触られるので、家に帰りたくありません。
お母さんも信じてくれません。



日本司法支援センター
法テラス

担当の弁護士を選任

お住まいの地域にある法テラスでご希望をうかがい、法律相談の日程などを調整します。



弁護士と法律相談



場所 弁護士の事務所、法テラスの事務所、状況によって学校や児童相談所等
電話やオンラインによる相談もできます。

相談料 以下の基準を満たす方は無料です。
基準を超える場合は、5,500円（税込）がかかります。

子ども本人が自由に使える現金・預貯金の合計額が300万円以下
（虐待する保護者の管理下にある子ども名義の預貯金等は計算に含みません。）



法律相談後の弁護士の活動



相談を受けた弁護士は、法的アドバイスを行うとともに、状況に応じ、児童相談所へ通告して子どもの一時保護につなげるなど、子どもの安全を図る活動を行います。

その後、必要に応じ弁護士が子どもの代理人となって、親や関係機関と交渉を行い、子どもが安心して生活できる環境を調整することもあります。

また、親権者変更等の裁判手続が必要な場合には、子どもを代理して、手続の申立てや、裁判手続における活動を行うこともあります。

利用に関するQ&A

Q1 この法律相談は、どのような制度ですか。

A 児童虐待のほか、DVやストーカーの被害にあわれている方が、いちはやく弁護士による法律相談を受けることができる制度（DV等被害者法律相談援助と言います。）です。
通報や通告を除き、相談内容が外部に漏れることはありません。



Q2 支援者（親類、教員、児童相談所職員等）が、本人に代わって相談することは可能ですか。

A 相談の予約や利用方法に関するお問合せについては、支援者の方から連絡いただくことが可能ですが、法律相談は、虐待を受けている子ども（18歳未満）本人に受けていただく必要があります。
支援者が同席できる場合がありますので、お問合せください。

Q3 相談した弁護士にその後の対応も依頼したいのですが、費用を支払えるか心配です。

A その後の様々な手続のために、弁護士が子どもの代理人となる場合の費用については、日本弁護士連合会の基金による「子どもに対する法律援助」をご利用いただける場合があります、本人の状況に応じて費用の負担がない場合があります。

支援者（親類、教員、児童相談所職員等）の方へ

児童虐待を受けている可能性があり、法的な支援が必要と思われる児童がいたら、法テラスをご案内ください。支援者の方も、支障がない限り法律相談に同席いただけます。

詳しくは、法テラスへお気軽にお問い合わせください。

犯罪被害にあわれた方やご家族に向けて、さまざまな情報をご案内しています。

○相談窓口、法制度のご紹介 ○専門の相談機関のご案内

○犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士のご紹介 ○弁護士費用等の援助制度のご案内

受付時間：平日 9時～21時 土曜 9時～17時



なくことないよ
0120-079714

法テラス犯罪被害者支援ダイヤル

犯罪被害者支援専用ページは
こちら



平成26年6月 検察・児童相談所間における情報提供と平素からの連携

法務省刑事局刑事課長「児童相談所との連携の充実について」
厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長「児童虐待への対応における検察との連携の推進について」

平成27年10月 検察・警察・児童相談所の連携、代表者聴取（協同面接）の実施

最高検察庁刑事部長「警察及び児童相談所との更なる連携強化について」
警察庁刑事局刑事企画課長ほか
「児童を被害者等とする事案への対応における検察及び児童相談所との更なる連携強化について」
厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長
「子どもの心理的負担等に配慮した面接の取組に向けた警察・検察との更なる連携強化について」

平成30年4月～ 代表者聴取（協同面接）の件数の統一的把握等

- ・三省庁間で統一して把握すべき項目を整理〔連携を実施した件数、連携した機関、聴取を行った機関、被聴取者の年齢・性別、聴取回数、処理結果等〕
- ・基本的に事件処理を行う検察官に情報を集約し、法務省が検察庁から報告を受け、三省庁で共有

平成30年7月 代表者聴取（協同面接）実施後の打合せなどにおける情報共有

最高検察庁刑事部長・公判部長「警察及び児童相談所との情報共有の強化について」
警察庁刑事局刑事企画課長ほか「児童虐待事案に係る代表者聴取における検察及び児童相談所との更なる連携強化の推進について」
厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長「児童虐待事案に係る子どもの心理的負担等に配慮した面接の取組に向けた警察・検察との更なる連携強化の推進について」

令和元年5月、6月 代表者聴取の状況を録音・録画した記録媒体の提供

最高検察庁刑事部長・公判部長「児童相談所との情報共有について（通知）」
警察庁刑事局刑事企画課長ほか「児童相談所との情報共有について（通達）」
厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長「児童虐待事案に係る子どもの心理的負担等に配慮した面接の取組に関する情報共有について」

女子少年院在院者の特性に配慮した処遇プログラム

プログラムの概要

基本プログラムと特別プログラムを女子在院者のニーズに応じて組み合わせて実施

基本プログラム (在院者全員に実施)

アサーション

自他を尊重する心を育み、より良い人間関係を築くことを目指す。

教材の例

アサーションとは

「自分の気持ちも相手の気持ちも大切にする」

というコミュニケーションのスキルです。

今まで、自分の気持ちや思いを伝えるために、一方的に相手をやり込めたり、反対に、自分の気持ちを伝えたいのに相手の気持ちを気にしすぎて、我慢して黙ってしまったことはありませんか？

アサーション・トレーニングでは、相手の気持ちを大切にしながら、自分の気持ちを伝える方法を学びます。

マインドフルネス

呼吸の観察等を通じて、衝動性の低減、自己統制力の向上等を目指す。

教材の例



取組の様子

特別プログラム (個々の問題性に応じて実施)

自傷

摂食障害

性問題行動

特に自己を害する程度の深刻な問題行動について、改善を目指す。

暴力防止プログラム (児童虐待防止版)

暴力防止プログラム(児童虐待防止版)の試行の実施について

児童相談所への児童虐待相談対応件数が平成28年度に12万件を超え、虐待により年間約80人もの子供の命が失われている現状に鑑み、平成30年7月20日に「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」が閣議決定された。

保護観察所においても、「関係機関と連携しつつ、適切な指導や支援に取り組む」とされており、児童虐待により保護観察となった者の再犯防止を図ることが急務となっていることから、児童虐待加害者に特化した暴力防止プログラムを作成し、内容の適正化を図るため、一定期間、試行的に実施するものである。

受講対象者

特別遵守事項によって受講を義務付けられる者

保護観察に付される理由となった犯罪事実中に児童虐待防止法第2条第1項第1号(身体的虐待)が含まれる仮釈放者及び保護観察付執行猶予者

に該当しない者のうち、従前の暴力防止プログラムの受講が義務付けられる者であり、身体的虐待行為を反復する傾向が認められ、本プログラムによる実施が適切であると認められる者

保護観察付全部猶予者の場合は、プログラム受講を特別遵守事項に定めることが相当である旨の裁判所の意見が示された者

内容

ワークブックを用いて、自己の暴力について分析させ、暴力につながりやすい考え方の変容や、暴力の防止に必要な知識のほか、養育態度の振り返り、子供との適切な関わり、子供の発達についての知識の習得を促す。

暴力を起こしそうな危機場面での対処法、対人関係の技術、暴力につながらない生活態度を習得させる。

対処方法として、子供に対して本当にしたかったことへの気持ちや、子供に対して気持ちが伝わりやすい言動等を、ロールプレイなどを通じて体験的に習得させる。

保護観察官が個別処遇により、おおむね2週間に1回実施し、受講者とともに個別具体的な再発防止計画を作成する。

ワークブックの課題内容について

課程	学習内容
1	暴力をふるうということ
	事件当時の生活状況を振り返り、事件に至ったきっかけや考え方を整理する。
2	子供の気持ち・暴力につながりやすい考え方
	子供の気持ちを考え、暴力につながりやすい考え方の癖を知り、柔軟な考え方を考える。
3	危険信号と対処
	暴力をふるいそうな場面、身体の状態などを把握させ、危機場面での具体的な対処方法を習得する。
4	暴力をふるわないための取組
	気持ちが伝わりにくい言動や伝わりやすい言動を知り、ロールプレイを通して適切な方法を実践的に学ぶ。
5	二度と暴力をふるわないために
	対処方法を整理し、二度と暴力をふるわないための具体的な再発防止計画を立てる。

検討の経過

H30. 6	法務大臣から法制審議会へ諮問	H31. 2.14	要綱の取りまとめ・答申
H30. 6~	法制審部会での調査審議開始	H31. 3.15	閣議決定・国会提出
H31. 1.29	要綱案の取りまとめ	R 1. 6. 7	改正法成立 (R 2. 4. 1施行)

改正の目的

児童養護施設に入所中の児童等に家庭的な養育環境を提供するため、特別養子縁組の成立要件を緩和すること等により、制度の利用を促進。

厚労省検討会が全国の児童相談所・民間の養子あっせん団体に対して実施した調査の結果「要件が厳格」等の理由で特別養子制度を利用できなかった事例 298件 (H26~H27) (うち「実父母の同意」を理由とするもの 205件 ・ 「上限年齢」を理由とするもの 46件)

見直しのポイント

- ① 特別養子制度の対象年齢の拡大(第1)
- ② 家庭裁判所の手続を合理化して養親候補者の負担軽減(第2)

第1 養子候補者の上限年齢の引上げ(民法の改正)

1. 改正前

養子候補者の上限年齢

原則 特別養子縁組の成立の審判の申立ての時に6歳未満であること。

例外 6歳に達する前から養親候補者が引き続き養育 ⇒ 8歳未満まで可。

現行制度において上限年齢が原則6歳未満、例外8歳未満とされている理由

- ① 養子候補者が幼少の頃から養育を開始した方が実質的な親子関係を形成しやすい。
- ② 新たな制度であることから、まずは、必要性が明白な場合に限り導入。

【児童福祉の現場等からの指摘】

年長の児童について、特別養子制度を利用することができない。

2. 改正後

養子候補者の上限年齢の引上げ等

(1) 審判申立時における上限年齢(新民法第817条の5第1項前段・第2項)

原則 特別養子縁組の成立の審判の申立ての時に15歳未満であること。

例外 ①15歳に達する前から養親候補者が引き続き養育
②やむを得ない事由により15歳までに申立てできず } 15歳以上でも可。

※ 15歳以上の者は自ら普通養子縁組をすることができることを考慮して15歳を基準としたもの。

(2) 審判確定時における上限年齢(新民法第817条の5第1項後段)

審判確定時に18歳に達している者は、縁組不可。

(3) 養子候補者の同意(新民法第817条の5第3項)

養子候補者が審判時に15歳に達している場合には、その者の同意が必要。
(15歳未満の者についても、その意思を十分に考慮しなければならない。)

第2 特別養子縁組の成立の手続の見直し (家事事件手続法及び児童福祉法の改正)

1. 改正前

養親候補者の申立てによる1個の手続

養親候補者
申立て

特別養子縁組の成立の審判手続

特別養子
縁組成立
の審判

(審理対象)

- ・ 実親による養育が著しく困難又は不相当であること等
- ・ 実親の同意(審判確定まで撤回可能)の有無等
- ・ 養親子のマッチング
※ 6か月以上の試験養育

- ・ 実親の養育能力
(経済事情や若年等)
- ・ 虐待の有無

- ・ 養親の養育能力
- ・ 養親と養子の相性

【児童福祉の現場等からの養親候補者の負担についての指摘】

- ① 実親による養育状況に問題ありと認められるか分からないまま、試験養育をしなければならない。
- ② 実親による同意の撤回に対する不安を抱きながら試験養育をしなければならない。
- ③ 実親と対立して、実親による養育状況等を主張・立証しなければならない。

2. 改正後

二段階手続の導入

(1) 二段階手続の導入(新家事事務手続法第164条・第164条の2関係)

特別養子縁組を以下の二段階の審判で成立させる。

- (ア) 実親による養育状況及び実親の同意の有無等を判断する審判(特別養子適格の確認の審判)
- (イ) 養親子のマッチングを判断する審判(特別養子縁組の成立の審判)

⇒ 養親候補者は、第1段階の審判における裁判所の判断が確定した後に試験養育をすることができる(上記①及び②)。

(2) 同意の撤回制限(新家事事務手続法第164条の2第5項関係)

⇒ 実親が第1段階の手続の裁判所の期日等でした同意は、2週間経過後は撤回不可(上記②)。

(3) 児童相談所長の関与(新児童福祉法第33条の6の2・第33条の6の3)

⇒ 児童相談所長が第1段階の手続の申立人又は参加人として主張・立証をする(上記③)。

(イメージ図)

児相長 or
養親候補者
申立て

第1段階の手続

(審理対象)

- ・ 実親による養育状況
- ・ 実親の同意の有無等

特別養子
適格の確認
の審判

実親は、第2段階には関与せず、同意を撤回することもできない。

養親候補者
申立て

第2段階の手続

(審理対象)

- ・ 養親子のマッチング

特別養子
縁組成立
の審判

養親となる者が第1段階の審判を申し立てるときは、第2段階の審判と同時に申し立てなければならない。

二つの審判を同時にすることも可能。

⇒ 手続長期化の防止

※ 6か月以上の試験養育 ○○○

試験養育がうまくいかない場合には却下

第3 施行期日

令和2年4月1日施行

1816